

平成 30 年度

北本市学童保育事業案内

～実施場所は北本市立児童館で行います～

北本市立児童館

指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

〒364-0033北本市本町1-111

☎048-598-7643

学童保育事業とは、保護者が働いているなどの理由で、昼間帰宅しても保育する人がいない市内の小学校3年生から6年生までの児童を北本市立児童館で保育して、児童が安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るための事業です。

1. 保育日および保育時間

○入室可能期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

※すでに入室されている方も、年度毎に更新手続きが必要です。

○通常の授業日（月～金曜日） 放課後から午後6時30分まで

○土曜日、夏休みなどの学校の休業日※ 午前7時00分から午後6時30分まで

※日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は事業を実施しません。また、児童館施設の管理上（電気の故障、災害被害等）やインフルエンザの流行や台風の接近など、緊急の理由の場合に事業を休止することがあります。

○延長保育 午後6時31分から午後7時00分まで ※1回利用毎に200円かかります。

2. 利用できる児童の要件

児童館で実施する学童保育事業を利用できる児童は、市内の小学校に在学する3年生から6年生までの児童であって、次に掲げる理由により、昼間家庭にいないため保護者が保育をできない場合とします。

○家庭外労働者：昼間に居住外で仕事をしていることが常態としている場合

○家庭内労働者：昼間に居住で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合

○母親の出産：妊娠中または出産後間がない場合（産前6週間、産後8週間の期間）

○疾病等：疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいがある場合

○病人の介護等：長期に亘り疾病の状態にある又は精神に障がいがある同居の親族を常時介護している場合

○家庭の災害：震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合

※お子さんに障がいのある場合は、事前に職員までご相談ください。

3. 申請に必要なもの

(1) 北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書（児童1人につき1通必要）

(2) 次に掲げる該当する書類（兄弟姉妹で申請する場合には兄弟姉妹で1通）

○就 労：両親の就労（内定）証明書（両親それぞれ1通）

○母親の出産：「母子健康手帳」等の写し（出生予定日が確認できるもの）

○疾病等・障がい：「診断書」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神保健福祉手帳」等の写し（疾病等が確認できるもの）

○病人の介護等：該当する方の診断書（介護等が確認できるもの）

○家庭の災害：事情説明書（学童保育が必要な理由を可能な範囲で記載して下さい）、り災証明書

○その他：事情説明書（学童保育が必要な理由を可能な範囲で記載して下さい）

※課税証明書（両親分各1通）：新入室の方は、平成29年1月1日付で北本市に住民登録がない場合のみ、住民登録があった市町村で発行した課税証明書が必要です。年度途中で入室の場合は、お問い合わせ下さい。

4. 申請受付

利用する前月の10日までに、北本市立児童館2階受付に北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書及び3（2）に該当する書類を提出してください。必要書類がそろっていることを確認し、受付をします。
※定員（20名）に空きがある場合は、随時受け付けています。

5. 申請の審査

北本市立児童館学童保育利用許可申請書と必要書類を提出していただいた後に、北本市で審査を行います。審査基準に基づき保育することができない状況を総合的に判断し、児童館での学童保育の必要性が高い児童から、受け入れ可能人数の範囲内で利用の許可を行います。

利用決定の可否が決定次第、順次通知します。

※平成29年度中、保育料などに未納があるときは、入室できない場合があります。

6. 保育料

○低学年（3年生）と、高学年（4・5・6年生）で金額が変わります。※別紙参照

※保育料は、日割りでの利用はできません。ご了承ください。

※延長保育料は、1回利用につき別途200円かかります。

①保護者の市民税課税額及び児童の学年により決定します。市民税課税額は保護者の方を合計して計算します。

②最新の市民税課税額に応じた学童保育料とするため、毎年9月に見直しを行います。

4～8月分学童保育料 平成29年度市町村民税課税額で算定します。

9～3月分学童保育料 平成30年度市町村民税課税額で算定します。

③保育料については4月1日以降に指定管理者が決定する予定です。

7. おやつ代

○保育料とは別に、1人月額1,500円です。

○土曜保育のおやつ提供は致しませんので、各自おやつを持参して下さい。

○欠席者のおやつは、次回登所の時にお渡しします。

8. バス運行について

○児童館で実施する学童保育事業は、利用する児童が通学する学校まで無料バスで迎えに伺います。

なお、利用にあたっての申し込みは不要です。

※学童保育事業終了後の自宅までの送迎は行いません。

○他の小学校とお迎え時間が重なってしまった場合は、西小学校児童については、指導員が徒歩で迎えに行くことがありますので、ご了承下さい。

9. 入室取消

○保育料などに滞納があるときは、入室を取り消すことがあります。

○学童保育事業の運営上やむをえないと職員が判断した時や、他の子に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、入室を取り消すことがあります。

10. 平成33年度以降の事業の実施について

利用状況等によっては、平成33年3月31日で事業を廃止する場合があります。廃止となった場合は、学校に併設した学童をご利用いただくこととなりますので、ご理解の上、お申し込ください。

北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書

平成 年 月 日

指定管理者

シダックス大新東

ヒューマンサービス株式会社様

(保護者)

申請者 氏名

次のとおり学童保育事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日
児童氏名				
住 所	〒 ー	電 話	()	
在 学 校 名 学 年	学校 学年			
入 室 希 望 理 由				
児 童 の 障 害 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備 考				

注 「児童の障害の有無」の欄には、該当する□にレ印を記入してください。

就 労 （ 内 定 ） 証 明 書

平成 年 月 日

指定管理者

シダックス大新東

ヒューマンサービス株式会社

事業所 所在地

名 称

代 表 者

電 話 番 号

担 当 者

印

次の者は下記のとおり勤務（内定）していることを照明します。

就労者氏名		
就労者住所		
就労年月日	昭和・平成 年 月 日	
勤務先所在地 及び電話番号		
雇用形態	常勤・パート・自営・()	
勤務時間	平日	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	土曜	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
就労日数	1か月当たりの平均就労日数 日	
休日	休日を○で囲む (月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定期)	

※上記は事業者（勤務先担当者）又は自営主が記入してください。

※代表者印は必ず押印してください。

誓約書

学童保育事業を利用するに当たり、条例等を守り、保育料は遅滞なく支払います。
また、学童保育事業在籍中における保育中及び学童保育行事中に発生した事故については、保険で補償される額以外を一切請求しないことを誓います。

平成 年 月 日

保護者名 印

保護者名 印

同意書

児童館における学童保育事業の利用に関する料金（保育料）の算定のために北本市が必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を閲覧し、指定管理者へ保育料の階層を提供することに同意します。
また、保育の実施の為に、北本市に提出した北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書類一式を、指定管理者へ提供する事に同意します。

平成 年 月 日

保護者名 印

保護者名 印

保証人

学童保育事業の保育料は、保護者が支払うことを保証します。
万が一滞納した場合には、私が責任を持ってお支払いいたします。

平成 年 月 日

保証人 住所
氏名 印
電話番号
保護者との続柄

北本市立児童館学童保育料一覧表

階層	階層区分	学童保育料（月額）	
		小学3年生の児童	小学4年生から6年生までの児童
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	3,000円	2,500円
C	当該年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が72,800円未満の世帯	5,500円	4,500円
D	当該年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が72,800円以上の世帯	10,500円	8,500円

備考

- 1 市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、地方税（昭和25年法律第226号）第314条の7から第314条の9まで並びに地方税法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。
- 2 4月から8月までの学童保育料にあたっては、前年度分の市町村民税の所得割課税額によるものとする。